

独立行政法人水資源機構 分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 渡良瀬川ダム総合管理所船舶点検整備業務(オープンカウンタ方式による)
2 業 務 場 所 群馬県みどり市東町神戸地内外1箇所
3 履 行 期 間 契約締結の翌日から 令和8年10月30日迄
4 内 容 等 渡良瀬川ダム総合管理所管内で保有する船舶のうち、草木ダム(くさき、あずま)、南摩ダム(なんま、おもい)の4艇についての定期点検整備作業

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品等の製造又は販売の業種区分「その他(役務の提供)」の認定を受けており、営業品目の「船舶修理・船検」に登録されている者であり、かつ、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に本店又は支店がある者。
- 3 見 積 書 等
- 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。
- 2)提出方法 電子メール又はFAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、電子メール又はFAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
- 3)提出期限 令和 8 年 7 月 17 日 12:00 まで
- 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所 総務課
電子メール nyukei_watarase@water.go.jp FAX番号 0277-97-3300
- 5)質 問 書 提出期限 令和 8 年 7 月 10 日 12:00 まで
- 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年7月21日 12:00 までとします。
- 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 6 そ の 他
- 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年7月7日に交付された「渡良瀬川ダム総合管理所船舶点検整備業務」
の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

渡良瀬川ダム総合管理所船舶点検整備業務

仕 様 書

令和8年7月

独立行政法人水資源機構

渡良瀬川ダム総合管理所

第1節 適 用

この仕様書は、渡良瀬川ダム総合管理所船舶点検整備業務（以下「本業務」という）に適用する。

第2節 概 要

本業務は、独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所（以下「機構」という）が所有している船舶について、円滑な運行を図るために点検整備等を行うものである。

2-1 履行場所

群馬県みどり市東町神戸地内 草木ダム（別図-1 参照）外1箇所
外1箇所：栃木県鹿沼市上南摩町字神谷地内 南摩ダム（別図-3 参照）

2-2 履行期間

契約締結の翌日から令和8年10月30日

2-3 履行範囲

本業務の履行範囲は、別紙-1「船舶一覧」に掲げる船舶の点検整備とする。

第3節 点検整備

3-1 点検

点検は、別紙-2-1～4「船舶整備作業・点検項目表」により行うものとする。

なお、点検は、調整、締付、清掃、給油及び水上での試運転確認を含むものとし、簡易に行える調整等は本業務に含むものとする。

3-2 整備

1. 共通事項

- (1) 整備作業は、別紙-3-1～2「点検整備内訳表」に示す項目を行うものとする。
- (2) 屋外作業用の船体受台が必要な場合については、受注者で用意するものとする。
- (3) 部品交換にともない必要となるパッキン類は、本業務に含むものとする。
- (4) 点検整備完了後は、担当職員の確認を受けるものとする。

2. 草木ダム

- (1) 整備作業は、別図-2「係船設備拡大図」に示す係船設備敷地内又は係留場所において、インクライン台車上もしくは艇庫外の陸上で行うものとする。湖上から艇庫までの船舶引き上げ作業及びインクライン台車上より屋外へ搬出する作業は、担当職員の許可を得て実施するものとする。
- (2) 艇庫からの搬出においては、艇庫内施設天井クレーンを使用し艇庫外までの搬出が可能であるが、船体吊り上げ用のリフティングビーム等の吊り具については、受注者で用意するものとする。

また、インクライン（巻き上げ機）操作については、担当職員へ操作を依頼できるものとするが、インクライン台車上部への船舶入船、船舶出庫等については受注者が実施するもの

とする。

3. 南摩ダム

整備作業は、別図-4「南摩ダム係留場所拡大図」に示すダム湖内の係留場所（中村進入路）で行うものとし、ボートトレーラを使用し陸上にて行うものとする。なお陸揚げに必要な牽引車両については受注者で用意するものとする。（牽引に必要なヒッチボールサイズは2インチ。）

3-3 不具合発見時の対応

本業務履行中に不具合を発見した場合は、直ちに担当職員に報告し、その指示に従うとともに速やかにその状況写真を提出するものとする。

なお、不具合原因究明のため追加調査等を指示する場合がある。

3-4 設計変更

本業務において、不具合等を確認し、補修、修理等必要になった場合には、担当職員と協議のうえ設計変更を行う場合がある。

3-5 現場発生品

本業務により生じた現場発生品は、受注者の責任により適正に処分するものとする。

3-6 注意事項

本業務における点検整備は、原則として1隻ずつの陸上作業とする。また、油脂類等が貯水池へ流出しないよう十分注意して作業を行うものとし、油流出に備えて吸着マット等を常備しておくものとする。

なお、船舶及び機構施設に損傷を与えた場合、又は油を流出させた場合は、直ちに担当職員へ報告するとともに、受注者の費用負担において修復を行うものとする。

3-7 貸与品等

下記の設備を貸与する。

草木ダム：インクライン設備一式、艇庫クレーン設備一式

南摩ダム：ボートトレーラ2台

3-8 疑義等

受注者は、本仕様書に明記されていない事項に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第4節 提出図書

受注者は、次のものを提出するものとする。

- (1) 作業手順書（部品交換を含む） 2部

作業着手前に、提出するものとする。

- (2) 点検・整備報告書 2部

整備作業・点検項目表（結果表）を提出するものとする。

- (3) 履行写真 2部

写真の内容は、点検・試運転履行中、交換部品、不具合状況の作業前後とする。

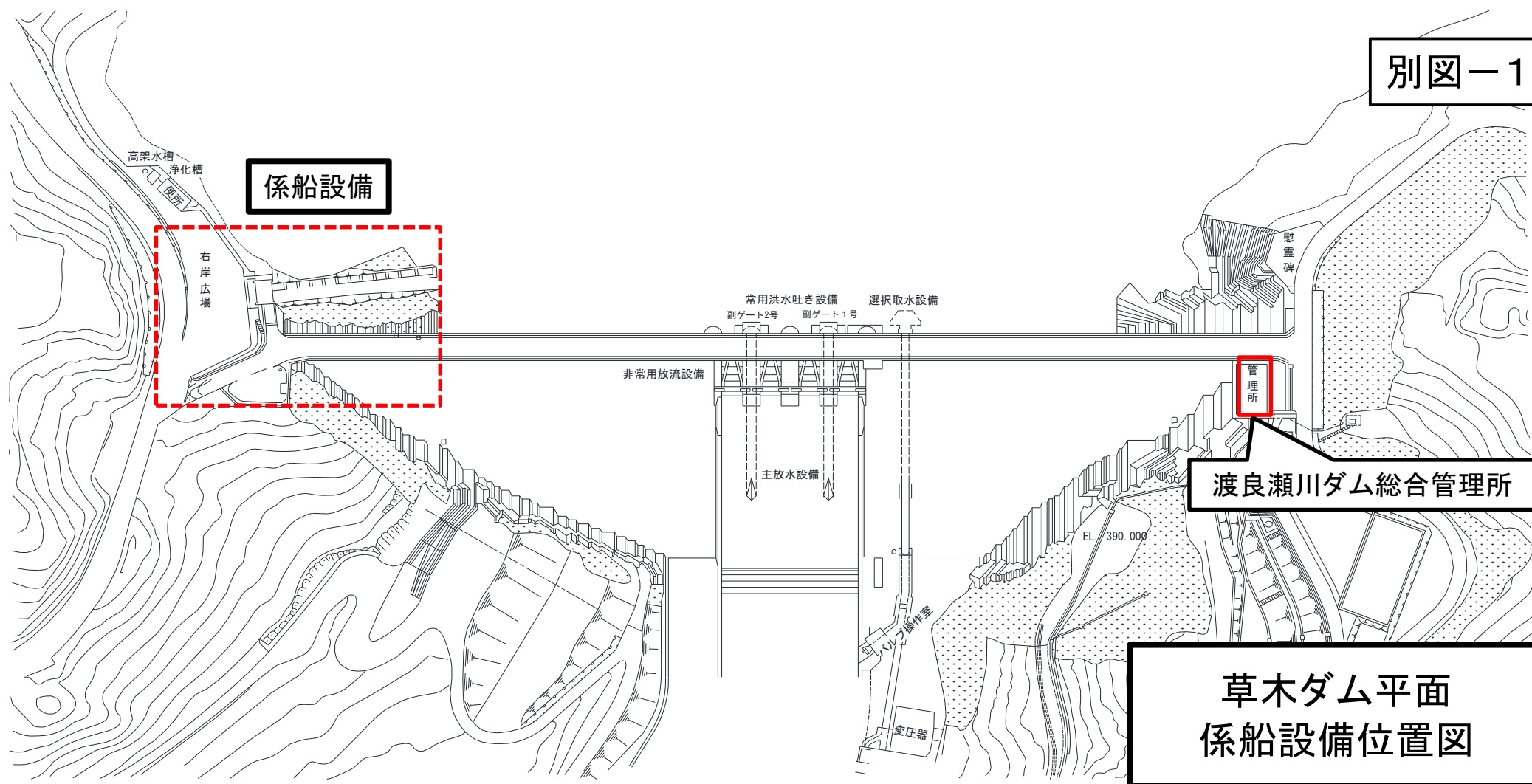
第5節 安全管理

点検整備作業中は、作業内容に併せ必要な安全対策（保護具の装着を含む）を行い、事故防止に努めるものとする。

- （1）水上作業中は必ず救命具を着用し、水難事故防止に努めるものとする。
- （2）インクライン台車上での作業は必ず墜落防止用器具と救命具を着用し、墜落防止に努めるものとする。

－以 上－

別図－1



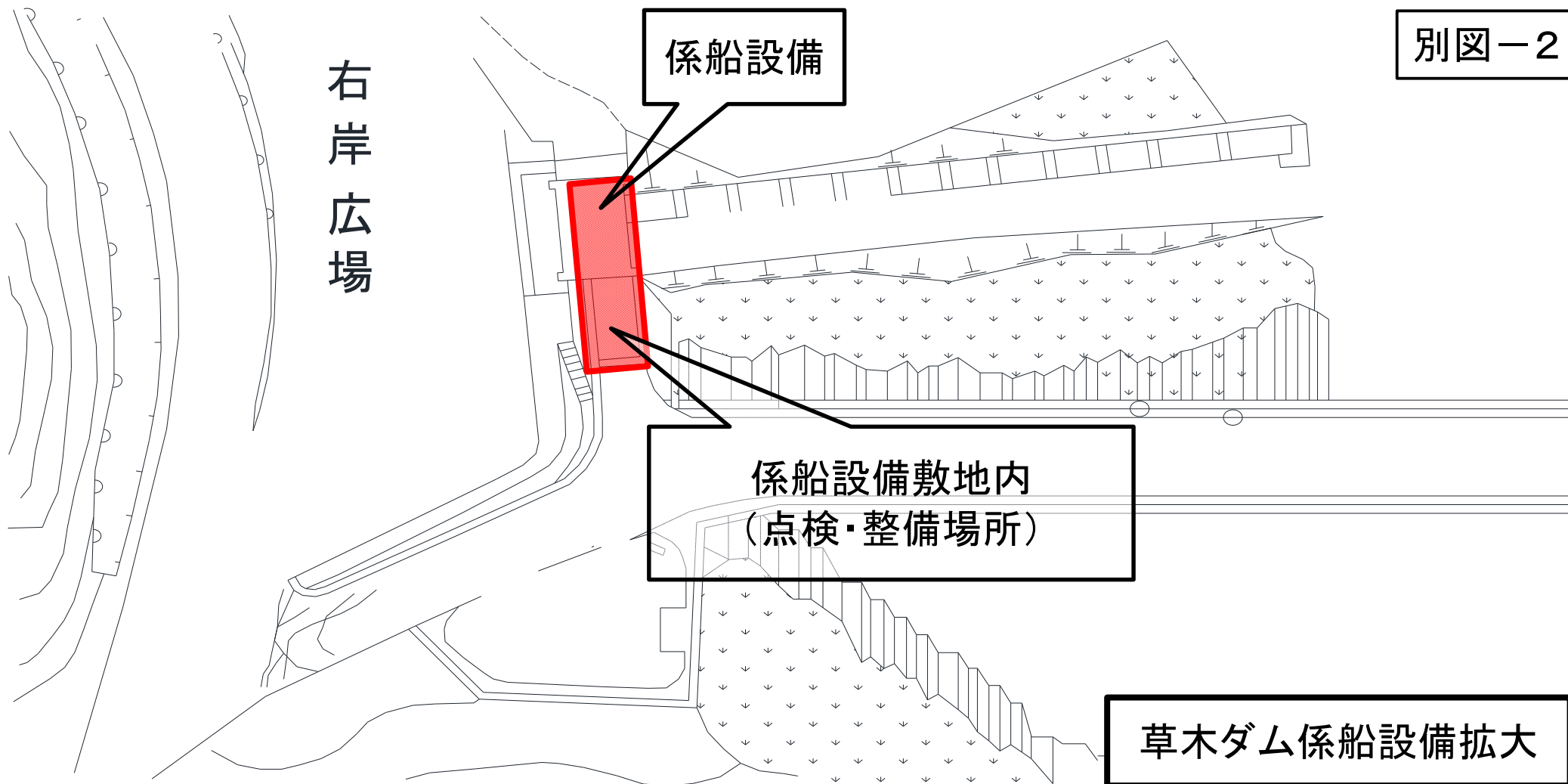
別図－2

右岸
広場

係船設備

係船設備敷地内
(点検・整備場所)

草木ダム係船設備拡大



別図－3

中村進入路

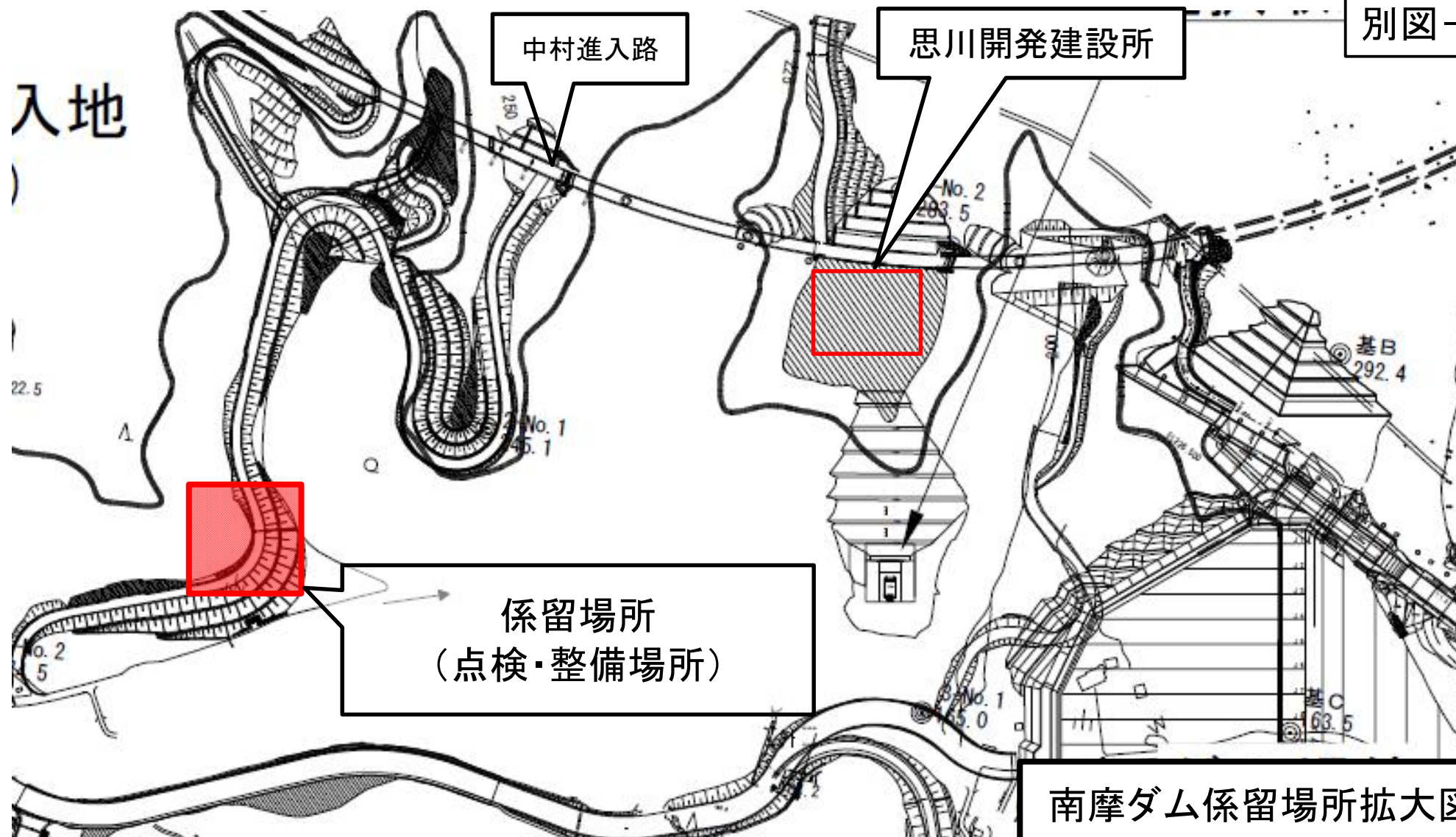
思川開発建設所

係留場所

写真撮影方向



南摩ダム平面
係留位置図



* ボートレーラについては係留場所近傍にあります。

船舶一覧

船名	用途	船舶検査 済票番号	機関型式	燃料	総t数 (t)	全長 (m)	幅 (m)	深さ (m)	定員 (人)	取 得 年月日	船舶検査証書 有効期限
草木ダム くさき	作業船	第230-57662号	ヤマハ発動機 F40FET 40 PS / 6,000 rpm	ガソリン	0.5	5.43	1.82	0.64	【計：6】 船員：1 その他乗船者：5	R3.12.2	R9.12.1 中間(R7.3.1)
草木ダム あずま	巡視船	第230-55242号	ヤマハ発動機 F50HET 50 PS / 6,000 rpm	ガソリン	0.5	5.43	1.82	0.64	【計：6】 船員：1 その他乗船者：5	H28.8.30	R10.8.29 中間(R7.11.29)
南摩ダム おもい	作業船	第230-58625号	ヤマハ発動機 F40FEHT 40 PS / 6,000 rpm	ガソリン	0.5	5.43	1.82	0.64	【計：6】 船員：1 その他乗船者：5	R6.5.29	R12.5.28 中間(R9.8.30)
南摩ダム なんま	巡視船	第230-58635号	ヤマハ発動機 F60FET 60 PS / 6,000 rpm	ガソリン	0.8	6.27	1.85	0.76	【計：8】 船員：1 その他乗船者：7	R6.5.31	R12.5.30 中間(R9.8.30)

船舶 整備作業・点検項目表

草木ダム 船舶名:作業船 くさき

定期部品交換および個別整備内容			
定期部品交換	実施	定期部品交換	実施
エンジンオイルの交換		点火プラグの交換	
ギアオイルの交換		各部へのグリス給油	
オイルフィルタの交換		信号紅炎の交換	
・個別整備1:(例、プロペラ交換, バッテリーon/offスイッチの取付、定期検査受検)			
・個別整備2: —			
実施・異常なし レ	要観察 △	要修理・交換 ×	調整 A 締付 T 清掃 C 給油 L 対象外 —

点 検 項 目 ・ 内 容			
○原 動 機	判定	○船体関連	判定
外観に汚れ、損傷が無い。		ハルに亀裂、損傷、水入りは無い。	
エンジンの始動、アイドリングの具合は良好か。		デッキに亀裂、マハリ剥がれは無い。	
異音は無い。		排水口に損傷は無い。	
チョークの作動は良好か。		ハッチにガタツキは無い、ロック機構は良好か。	
燃料パイプ及び接続部に損傷は無い。		ホールホスト、ホールジョイント部に損傷は無い。	
燃料、オイルの漏れは無い。		ステッカー・テープ類に劣化が無い。	
タイミングベルトの張り具合、損傷の有無。		レール類にガタツキ、損傷、腐食は無い。	
シフト連結ナットに弛みはない。		キャビンに損傷等の外観の異常が無い。	
○冷却系統	判定	シート・内張に損傷、汚れは無い。	
冷却水取入口につまり、損傷が無い。		窓・ドア類の建付け、ロック機構は良好か。	
パイロット水の出具合は良好か。		ボートカバー・オーニングに損傷、汚れが無い。	
ポンプハウジングに損傷は無い。		フェンダー類に損傷等は無い(空気補給含)。	
サーモスタットの作動は良好か。		係留の金具、ロープに損傷は無い。	
冷却水ホース・接続部に損傷は無い。		○推進・操舵・燃料系統, その他	判定
冷却水ラインの清掃。		プロペラに損傷が無い。	
冷却水の漏れは無い。		プロペラナット・割リピンに損傷が無い。	
○電気装置・電装系統	判定	トリムタブ、スゲクに損傷は無い。	
点火プラグキャップに損傷が無い。		リモコンの作動は良好か。損傷は無い。	
高圧コードに損傷が無い。		もしくはスロットル・シフトレバーの作動は良好か。	
バッテリーの液量、比重、充電状態は良好か。		操舵機能の良好か(回転orレバーハンドル)。	
メインスイッチ、キルスイッチの作動は良好か。		燃料タンクに損傷、漏れは無い。	
各種配線、接続部に損傷は無い。		燃料ホース・ポンプに損傷、漏れは無い。	
航海灯に水入りなく点灯が良好か。		燃料ホース接続部に損傷、漏れは無い。	
ホーンの吹鳴は良好か。		チルトの機能は良好か(電動or手動)。	
各計器類の作動は良好か、損傷は無い。		防食亜鉛が1/2以上減少していない。	
○法定備品の状態・数量の確認	判定		判定
係船ロープ:2本, アンカー:1個, アンカーロープ:1本		信号紅炎:1セット(2個), 笛:1個	
救命胴衣:定員と同数, 救命浮環:1個		ドライバ1組, レンチ1組, プライヤ1個, プラグレンチ1個	
赤バケツ:1個, 消火器:1個			
(記事・備考)			

船舶 整備作業・点検項目表

草木ダム 船舶名:巡視船 あずま

定期部品交換および個別整備内容																							
定期部品交換			実施	定期部品交換			実施																
エンジンオイルの交換				点火プラグの交換																			
ギアオイルの交換				各部へのグリス給油																			
オイルフィルタの交換				信号紅炎の交換																			
・個別整備1：(例、プロペラ交換、 バッテリーon/offスイッチの取付、定期検査受験)																							
・個別整備2： —																							
実施・異常なし		レ	要観察		△	要修理・交換		×	調整		A	締付		T	清掃		C	給油		L	対象外		—

点 検 項 目 ・ 内 容			
○原 動 機	判定	○船体関連	判定
外観に汚れ、損傷が無いか。		ハルに亀裂、損傷、水入りは無いか。	
エンジンの始動、アイドルの具合は良好か。		デッキに亀裂、マハリ剥がれは無いか。	
異音は無いか。		排水口に損傷は無いか。	
チョークの作動は良好か。		ハッチにガタツキは無いか、ロック機構は良好か。	
燃料パイプ及び接続部に損傷は無いか。		ポールポスト、ポールジョイント部に損傷は無いか。	
燃料、オイルの漏れは無いか。		ステッカー・テープ類に劣化が無いか。	
タイミングベルトの張り具合、損傷の有無。		レール類にガタツキ、損傷、腐食は無いか。	
シフト連結ナットに弛みはないか。		キャビンに損傷等の外観の異常が無いか。	
○冷却系統	判定	シート・内張に損傷、汚れは無いか。	
冷却水取入口につまり、損傷が無いか。		窓・ドア類の建付け、ロック機構は良好か。	
パイロット水の出具合は良好か。		ボートカバー・オーニングに損傷、汚れが無いか。	
ポンプハウジングに損傷は無いか。		フェンダー類に損傷等は無いか(空気補給含)。	
サーモスタットの作動は良好か。		係留の金具、ロープに損傷は無いか。	
冷却水ホース・接続部に損傷は無いか。		○推進・操舵・燃料系統, その他	判定
冷却水ラインの清掃。		プロペラに損傷が無いか。	
冷却水の漏れは無いか。		プロペラナット・割りピンに損傷が無いか。	
○電気装置・電装系統	判定	トリムタブ、スゲクに損傷は無いか。	
点火プラグキャップに損傷が無いか。		リモコンの作動は良好か。損傷は無いか。	
高圧コードに損傷は無いか。		もしくはスロットル・シフトレバーの作動は良好か。	
バッテリーの液量、比重、充電状態は良好か。		操舵機能の良好か(回転orレバーハンドル)。	
メインスイッチ、キルスイッチの作動は良好か。		燃料タンクに損傷、漏れは無いか。	
各種配線、接続部に損傷は無いか。		燃料ホース・ポンプに損傷、漏れは無いか。	
航海灯に水入りなく点灯が良好か。		燃料ホース接続部に損傷、漏れは無いか。	
ホーンの吹鳴は良好か。		チルトの機能は良好か(電動or手動)。	
各計器類の作動は良好か、損傷は無いか。		防食亜鉛が1/2以上減少していないか。	
○法定備品の状態・数量の確認	判定		判定
係船ロープ:2本, アンカー:1個, アンカーロープ:1本		信号紅炎:1セット(2個), 笛:1個	
救命胴衣:定員と同数, 救命浮環:1個		ドライバ1組, レンチ1組, プライヤ1個, プラグレンチ1個	
赤バケツ:1個, 消火器:1個			

(記事・備考)

船舶 整備作業・点検項目表

南摩ダム 船舶名:作業船 おもい

定期部品交換および個別整備内容									
定期部品交換			実施	定期部品交換			実施		
エンジンオイルの交換				点火プラグの交換					
ギアオイルの交換				サーモスタットの交換					
オイルフィルタ、燃料フィルタの交換				各部への耐水グリス給油					
インペラの交換				信号紅炎の交換					
・個別整備1: (例、プロペラ交換、 バッテリon/offスイッチの取付、定期検査受験)									
・個別整備2: -									
実施・異常なし レ		要観察 △		要修理・交換 ×		調整 A		締付 T	
						清掃 C		給油 L	
								対象外 -	
点 検 項 目 ・ 内 容									
○原 動 機			判定	○船体関連			判定		
外観に汚れ、損傷が無いか。				船首、船尾に亀裂、損傷、水入りは無いか。					
エンジンの始動、アイドルの具合は良好か。				デッキに亀裂、ハリ剥がれは無いか。					
運転を行い、異音は無いか。				排水口に損傷は無いか。					
チョークの作動は良好か。				船体を水洗い清掃したか。					
燃料配管、接続部に劣化、損傷等は無いか。				ハッチにガタツキは無いか、ロック機構は良好か。					
燃料、オイルの漏れは無いか。				ステッカー・テープ類に劣化が無いか。					
燃料、オートループポンプ等の作動確認。				レール類にガタツキ、損傷、腐食は無いか。					
ベルト類の張り具合、劣化、損傷の有無。				キャビンに損傷等の外観の異常が無いか。					
シフト連結ナットに弛みはないか。				フェンダー類に損傷等は無いか(空気補給含)。					
○電気装置・電装系統			判定	係留の金具、ロープに損傷は無いか。					
点火プラグキャップに損傷が無いか。				○冷却系統			判定		
高圧コードに損傷が無いか。				冷却水取入口に詰まり、損傷は無いか。					
バッテリーの液量、比重、電圧値は良好か。			〇〇V	パイロット水の出具合は良好か。					
メインスイッチ、キルスイッチの作動は良好か。				ポンプハウジングに損傷は無いか。					
各種配線、接続部に損傷、弛みは無いか。				サーモスタットの作動は良好か。					
○推進・操舵・燃料系統, その他			判定	冷却水ホース、接続部に劣化、損傷等は無いか。					
プロペラに損傷が無いか。				冷却水ラインの清掃、漏れは無いか。					
プロペラナット・割リピンに損傷が無いか。				○法定備品の状態・数量の確認			判定		
トリムタブ、スゲクに損傷は無いか。				係船ロープ:2本, アンカー:1個, アンカーロープ:1本					
スロットル・シフトレバーの作動は良好か。				救命胴衣:定員と同数, 救命浮環:1個					
操舵機能の確認、潤滑油の補給				赤バケツ:1個, 消火器:1個					
燃料タンクに損傷、漏れは無いか。				信号紅炎:1セット(2個), 笛:1個					
燃料ホース・ポンプに劣化、損傷等は無いか。				ドレンキャップ:2個					
チルトの機能は良好か(電動or手動)。				ドライバ1組, レンチ1組, プライヤ1個, プラグレンチ1個					
防食亜鉛が1/2以上減少していないか。									
(記事・備考)									

船舶 整備作業・点検項目表

南摩ダム 船舶名:巡視船 なんま

定期部品交換および個別整備内容									
定期部品交換			実施	定期部品交換			実施		
エンジンオイルの交換				点火プラグの交換					
ギアオイルの交換				サーモスタットの交換					
オイルフィルタ、燃料フィルタの交換				各部への耐水グリス給油					
インペラの交換				信号紅炎の交換					
・個別整備1: (例、フロペラ交換, バッテリーon/offスイッチの取付、定期検査受験)									
・個別整備2: -									
実施・異常なし	レ	要観察	△	要修理・交換	×	調整	A	締付	T
						清掃	C	給油	L
								対象外	-
点 検 項 目 ・ 内 容									
○原 動 機			判定	○船体関連			判定		
外観に汚れ、損傷が無い。				船首、船尾に亀裂、損傷、水入りは無い。					
エンジンの始動、アイドルの具合は良好か。				デッキに亀裂、ハブリ剥がれは無い。					
運転を行い、異音は無い。				排水口に損傷は無い。					
チョークの作動は良好か。				船体を水洗い清掃したか。					
燃料配管、接続部に劣化、損傷等はない。				ハッチにガタツキは無い、ロック機構は良好か。					
燃料、オイルの漏れは無い。				ポールポスト、ポールジョイント部に損傷は無い。					
燃料、オートループポンプ等の作動確認。				ステッカー・テープ類に劣化が無い。					
ベルト類の張り具合、劣化、損傷の有無。				レール類にガタツキ、損傷、腐食は無い。					
シフト連結ナットに弛みはない。				キャビンに損傷等の外観の異常が無い。					
○冷却系統			判定	シート等に損傷、汚れは無い。 <td></td>					
冷却水取入口に詰まり、損傷が無い。				フェンダー類に損傷等はない(空気補給含)。					
パイロット水の出具合は良好か。				係留の金具、ロープに損傷は無い。					
ポンプハウジングに損傷は無い。				○電気装置・電装系統			判定		
サーモスタットの作動は良好か。				点火プラグキャップに損傷は無い。					
冷却水ホース、接続部に劣化、損傷等はない。				高圧コードに損傷は無い。					
冷却水ラインの清掃、漏れは無い。				バッテリーの液量、比重、電圧値は良好か。			〇〇V		
○推進・操舵・燃料系統, その他			判定	メインスイッチ、キルスイッチの作動は良好か。					
プロペラに損傷が無い。				各種配線、接続部に損傷、弛みは無い。					
プロペラナット・割リピンに損傷が無い。				ホーンの吹鳴は良好か。					
トリムタブ、スゲクに損傷は無い。				各計器類の作動は良好か、損傷は無い。					
スロットル・シフトレバーの作動は良好か。				○法定備品の状態・数量の確認			判定		
操舵機能の確認、潤滑油の補給				係船ロープ: 2本, アンカー: 1個, アンカーロープ: 1本					
燃料タンクに損傷、漏れは無い。				救命胴衣: 定員と同数, 救命浮環: 1個					
燃料ホース・ポンプに劣化、損傷等はない。				赤バケツ: 1個, 消火器: 1個					
チルトの機能は良好か(電動or手動)。				信号紅炎: 1セット(2個), 笛: 1個, ホーン: 1個					
防食亜鉛が1/2以上減少していない。				ドレンキャップ: 2個					
				ドライバ1組, レンチ1組, プライヤ1個, プラグレンチ1個					
(記事・備考)									

○点検整備内訳書

【修正版】

別紙3-1

船名 (仕様)		エンジン型式 (仕様)	定期部品交換・試運転調整内容		個別整備			予備品納入		
			交換部品・規格	数量	整備内容	数量	備 考	納入部品・規格	数量	備 考
草木 ダム	くさき (FRP和船) (1.82m, 0.5t)	ヤマハ発動機 F40FET (4st, 40PS)	・エンジンオイルSAE10W-30 【ヤマルーフ4ストローク マリンエンジンオイル】	1.7 ^{リットル}	ロアケースアノード 【67C-45251-00】	1個	アノード交換			
			・キアオイル(ドレンガasket含む) 【ハイホイトキアオイルSAE90 GL-4】	0.43 ^{リットル}	ブラケットアノード 【65W-45251-00】	1個	アノード交換			
			・オイルエレメントアッセンブリ 【5GH-13440-90】	1個	フュエルポンプアセン ブリ【6C5-24410-01】	1個	燃料ポンプ等 交換			
			・点火プラグ 【DPR6EB-9】	3個	リング 【93210-25070】	1個	燃料ポンプ等 交換			
			・サーモスタット 【66M-12411-01】	1個	フィルタアセンブリ 【6D8-WS24A-00】	1個	燃料ポンプ等 交換			
			ガスケット 【62Y-12414-01】	1個	ガスケット 【6D8-24564-00】	1個	燃料ポンプ等 交換			
			・各部クリス(船外機)	—						
	あずま (FRP和船) (1.82m, 0.5t)	ヤマハ発動機 F50HET (4st, 50PS)	・エンジンオイルSAE10W-30 【ヤマルーフ4ストローク マリンエンジンオイル】	2.1 ^{リットル}	ロアケースアノード 【67C-45251-00】	1個	アノード交換			
			・キアオイル(ドレンガasket含む) 【ハイホイトキアオイルSAE90 GL-4】	0.43 ^{リットル}						
			・オイルエレメントアッセンブリ 【5GH-13440-90】	1個						
			・点火プラグ 【DPR6EB-9】	4個						
			・サーモスタット 【66M-12411-01】	1個						
			ガスケット 【62Y-12414-01】	1個						
			・各部クリス(船外機)	—						

船名 (仕様)	エンジン型式 (仕様)	定期部品交換・試運転調整内容		個別整備			予備品納入		
		交換部品・規格	数量	整備内容	数量	備 考	納入部品・規格	数量	備 考
南 摩 ダ ム	おもい (FRP和船) (1.82m, 0.5t)	ヤマハ発動機 F40FEHT (4st, 40PS)	・エンジンオイル(ドレンガasket含む) 【ヤマルーフ4ストロークマリンエンジンオイル	1.7リットル	インペラ 【6H4-44352-02】	1個			
			・船外機キヤオイル(ドレンガasket含む) 【ハイポイドギアオイルSAE90 GL-4】	0.43リットル					
			・オイルエレメントアセンブリ 【5GH-13440-90】	1個					
			・点火プラグ 【DPR6EB-9】	4個					
			・リング 【93210-59MG7】	1個					
			・燃料エレメント、フィルタ 【6D8-WS24A-00】	1個					
			・ガスケット 【6D8-24564-00】	1個					
			・サーモスタット 【66M-12411-01】	1個					
			・ガスケット 【62Y-12414-01】	1個					
			・各部クリス(船外機)	—					
	なんま (FRP和船) (1.85m, 0.8t)	ヤマハ発動機 F60FET (4st, 60PS)	・エンジンオイル(ドレンガasket含む) 【ヤマルーフ4ストロークマリンエンジンオイル	2.1リットル	インペラ 【6H3-44352-00】	1個			
			・船外機キヤオイル(ドレンガasket含む) 【ハイポイドギアオイルSAE90 GL-4】	0.43リットル					
			・オイルエレメントアセンブリ 【5GH-13440-90】	1個					
			・点火プラグ 【DPR6EB-9】	4個					
			・リング 【93210-59MG7】	1個					
			・燃料エレメント、フィルタ 【6D8-WS24A-00】	1個					
			・ガスケット 【6D8-24564-00】	1個					
			・サーモスタット 【66M-12411-01】	1個					
			・ガスケット 【62Y-12414-01】	1個					
			・各部クリス(船外機)	—					

※取替部品の規格を同等品とする場合は機構担当者に協議するものとする。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。